

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷二十五第

月三年六十和昭

論 叢

經費支出の季節的調整……………經濟學博士 沙見三郎

戰爭經濟に關する一主張……………經濟學博士 松岡孝兒

中世イギリスの海運政策……………經濟學士 佐波宣平

景氣政策の問題とシニピイトホフの景氣理論……………經濟學士 青山秀夫

國際カルテルの諸問題……………經濟學士 靜田均

研 究

ハルムス世界經濟學とその周圍……………經濟學士 松井清

保險機構に於ける資本……………經濟學士 西藤雅夫

說 苑

コソホ・戰時租稅政策……………經濟學士 柏井象雄

附 錄

彙 報

外國雜誌論題

説苑

コッホ・戦時租税政策¹⁾

柏井象雄

一 コッホの立場

戦時には國家の需要する財貨は膨大な量に達する。夫丈國民の生活に向けられる可き財貨の量は著しく減少する。従つて、第一に國家の此の膨大な財貨需要に應ず可き資金を如何にして調達す可きか。第二に著しく制限された財貨量を基礎として、如何なる方法に依つて國民生活を確保す可きか。少くとも此の二つの問題が戦時に於て國家に課せられた極めて重大な任務となる譯である。コッホは此の二つの課題に答へるものとして、所謂「國防經濟論」の常識に倣つて、租税政

策、公債政策、割當政策の三者を併用すべき事を主張する。此の三つの政策の併用に當つては、國防國家の最大の要請としての生産力の擴充が顧慮せられ、生産力擴充の要求を基準とし、しかも此の要求に矛盾しない範圍内に於て、夫々の具體的な方法を定めようとするのである。彼が生産力の擴充乃至増進の最も主要な原動力として認めるものは、各人のより大きな所得獲得への衝動とその使用に基く優越感である。例へば、

「企業は從來から嚴格な國家統制に服して來た。

(1) 個々の企業に對する生産財及び勞働力の分配が全く國家統制の下に置かれ、生産手段を繞る自由競争は全く排除されてゐる。

(2) 生産の強制或は禁止等の方法を通じて、各企業に依り生産される可き生産物の内容と數量が、國家の統制の下に置かれてゐる。

(3) 生産物價格に對する停止令が定められてゐる。

(4) 企業利潤の動き得る上・下限が、此等の統制の結果、一定の限度内に規定されてゐる。

1) W. Koch; Finanzpolitik und Einkommenspolitik. Beitrag zum Problem der Kriegsfinanzen. Finanzarchiv, Neue Folge Bd. 8. Heft 1. SS. 1-28.

(5)従つて利潤分配にも自ら限度がある。

こうして企業自體のイニシヤティブの働き得る餘地は著しく制限されてゐる。更に、稅務行政を通じて各企業は高率の租稅負擔への訓練を充分施されてゐる。

従つて戰時には、企業に對するより嚴格な統制とより大きな課稅が可能である様にも思はれる。然し企業に對して一定の利潤を許す事に依つてのみ、生産に於ける企業自體のイニシヤティブを極度に迄發揮せしめ得るのであり、企業の生産力増進を確保する事が出きるのである。生産手段の配給に關して嚴格な統制の加へられてゐる場合にも、企業に對してある範圍内に於ける利潤が許されてゐる限り、彼等は他企業との競争に於て有利な地位に立ち、許された最大の利潤を獲得する爲に、最大限の創意を發動せしめ乍ら、興へられた生産手段を最も有効に利用し、最大の生産力を發揮しようとする。」

「所得こそ生産力増進の原動力であり、各人の生産活動への参加の目的である。各々が所得獲得の希望を

持つて居ればこそ、生産に彼等の勞働力を動員し得るのである。勞働力の生産参加に酬ひるに夫々の生産に對する貢獻の程度に應ずる事が、生産活動に勞働力を動員し、夫々の能力を最高限に發揮せしめる可き最も賢明な策である。勿論ある場合には、單位勞働力に對する報酬を減ずる事に依つて、却つて彼等の生産参加への衝動をより強める事も出きる。或は國家の強制に依つて、個人の意思を無視して、勞働力を生産活動に参加せしめる事も出きる。然し、此等の方法は非常的手段として時には採用し得るとしても、必ずしも常に充分な成果を期待し得るものではない。あく迄も、勞働力の生産への貢獻に應ず可き所得を以て彼等に酬ゆる事が、勞働力の生産性を最高度に發揮せしめ得る所以である。極端な平等を主張したボルシエビスト達に依つてさへ、住宅の分配に當つて、精神勞働者に對して獨立の室を供給する必要の認められてゐた事を反省し更に出來高拂制の長所を反省する必要がある。」

之がコツホの主張の出發點である。こうして彼はよ

り大きな所得の獲得とその使用に於ける優越感の中に、夫々の生産参加への衝動を認め、此處に生産力擴充乃至増進の主要動機を求め乍ら、此の線に沿つて租税・公債・割當三政策の範圍乃至具體的方法を定めて行こうとするのである。

此の様な立場からコツホは、公債は各人の自發的な節約に基くものであり、所得消費の制限を強制するもので無く又無償で所得を國家に吸収するものでも無いから、生産力を萎縮せしめる恐の無いものとして之を是認する。但しすべての國民が、例へば一、〇〇〇円以上の公債を保有するに至れば、結局その元利償還に夫に應ずる丈の租税負擔が各人に課せられる事となり、公債は單なる擬制的な財産となる、として公債政策に一定の限度を置く。更に割當政策に關しても、生産力擴充に關する彼の立場が貫かれ、夫に一定の限度を定めるのである。即ち、

「戦時の如く國家の膨大な財貨需要に伴つて國民の生活に向けられる可き財貨量が著しく減少する時は、

割當政策は國民生活の確保に欠く可からざる一方法である。勿論租税に依つて所得を吸収し、消費者所得の總量を減少した財貨量に適應せしめ國民生活の不均衡を除く事も出きる。所得税は所得消費量を規定し、消費税は所得消費の方向を規制する。然し何れも租税法に抵觸する範圍内に於てあり、夫を超えて消費者の態度に迄干渉し得ない。従つて少量の財貨を繞つて當然消費者の間に激しい競争が生れるであらうし、少所得者の生活が大所得者に依つて脅やかされるに至るであらう事も豫想出きる。此の様な危険を除き國民生活の安定を計るために、割當政策は欠く可からざるしかも最も適切な手段である。然し割當政策の行はれる場合にも、配當せられる可き財貨の價格、即該財貨獲得の爲に要する勞働支出が少額で濟めば濟む程、各人の生産参加への意思が減少する。そして生産擴充に大きな障碍を來たす恐がある。厳格な勞働法を採用しても此の傾向を防ぐ事は困難である。例へば第一次大戦の當時にも、國家の嚴重な統制に服する部門の他に、自

由經濟的な領域が残されてゐた。その領域では購買力が決定的な意義を持つてゐた。此の様な領域に於て少しでも他に優越した地位を占め、従つて自己の優越感を満たそうとする各々の感情が、各人の勞働力を驅つて生産活動に参加せしめたのである。だからあまり極端に割當政策を擴大する事は、勿論消費の不均等を除き國民全般の生活を一定の水準に維持するに役立つであらうが、國防國家最大の要請としての生産力の擴充に矛盾するに至る恐がある。此の様な意味で割當政策にも一定の制限が設けられる可きである。」と云ふのである。

然らば生産力の擴充を一貫した立場とし乍ら、一應一定の範圍内に於ける割當政策に依つて國民生活の確保を期し、一定限度内の公債政策と租稅政策の併用に依つて、國家の尠大な財貨需要に應ず可き資金を調達しようとするコツホは、彼の立場に對應するものとして如何なる租稅政策を提案しようとするか。彼の具體的租稅政策は如何なるものか。

コツホ・戰時租稅政策

二 具體的課稅方法

國家の新しい資金の必要に應ず可き租稅政策としては、一應從來の形式に依る増稅の方法が考へられる。然し乍ら從來の方法に基く増稅に對しては、コツホは次の様な理由を示してその不適當な事を説いてゐる。

第一に、獨逸の租稅政策は所得稅に關し、從來から附加的な特別所得稅の形式を極度に利用して來た。従つて之以上特別所得稅を利用する事は困難である。

第一次大戰の後半には、缺乏した生産財と勞働力を繞つて企業間に激しい競争が続けられた。之に對して國家が適切な手段を講じなかつた結果インフレーションが激化されて行つた。此の傾向に國家財政も引きづられて、却つて財政政策がインフレーションの進行に拍車をかける様な結果を伴つた。當時の教訓に基き今や企業に對する生産財・勞働力の配給が廣汎な範圍に互つて統制されてゐる。夫々の價格も國家の統制に服してゐる。此の様な條件の下に於ては、企業が第一

次大戰當時の様な戦時特別利潤を獲得し得る可能性は先づ無いと云つても良い。勞働者にしても特に高い勞銀を要求し得ない。従つて戦時特別利潤乃至超過所得に對する特別所得税採用の可能性は失はれてゐる。更に從來各種の特別所得税（市民税・危機税・超過所得税）が採用されてゐる結果、その負擔が限界に迄達してゐる爲所得税そのものの増徴も亦困難である。所得税の税率を引き上げるとすれば、他の特別所得税との關係上一定額以上の所得に對しては却つて附加税率を引き下げねばならない。所謂能力原則に基く累進税の長所が犠牲にされる。（例へばコッホの説明に依れば、一五%の増収を所得税に求めるとすれば、市民税・危機税・超過所得税等との關係上、二六、〇〇RM. 以上の所得に對しては却つて平均以下の附加税率を適用しなければならぬ。必要収入額が大きければ大きい程此の限界は下位所得に現はれる。）よし大所得者の税率を引き上げる事に依つて小所得者の負擔を輕減し得るとしても、獨逸の國民所得分配の型の下に於てはどれ程の効果を期待し得よう。一九三六年の國民

所得分配の型にあつては、三、〇〇〇RM.乃至五、〇〇〇RM.の所得階段に屬する總所得は、五〇、〇〇〇RM. 以上の所得階段に屬する總所得の七・五倍乃至八倍に達してゐる。

第二に、ビール・煙草等所謂大衆的奢侈品に對する需要の弾力性は、現在に於ては著しく減じてゐるから、此等の商品に對する消費税の増徴が可能な様に思はれる。然しビール税・煙草税等に依つて充分餘剩所得を吸収し得るとも思はれない。特に大所得者を對象とする奢侈課税が此の様な目的に副ひ得るもので無い。

第三に、取引税に關しても、現在の比例的總收入課税主義の方法に基いて税率の引き上げを行ふとすれば、個々の商品に就き極めて不公平な負擔を伴ふと云ふ取引税の缺點がより顯著になる。此の缺點を除く爲に個々の商品に就き夫々に適應した税率を適用するとすれば、稅務行政上取引税の持つてゐた課税の簡便と云ふ長所を放棄しなければならぬ。のみならず、個々の商品に就き夫々異つた税率を適用すると云ふ事自

體が技術的に極めて困難な問題を伴つてゐる。

この様な理由に基き、コツホは從來の課税形式の上に立つた増税方法を排斥し、彼自身の立場から次の様な課税方法を提案する。

生産財價格と勞銀を國家の統制下に置き、消費財價格を自由に放任し、その結果企業に成立すべき特別の超過利潤を企業課税の方法に依つて國家に吸収しようとするのである。勿論此の場合に、企業に對する生産統制・生産手段の配給統制・生活必需品の割當政策・餘剩所得の公債政策に依る吸収が前提されてゐる。

此の新しい課税方法の提案に伴つて、(一)消費財價格が自由に放任される結果、消費財を繞る競争に於て、小所得者の生活が大所得者の壓迫に遭つて脅かされ、かくて國民生活の確保が危機に瀕する恐れは無いか。(二)消費財價格の自由放任の結果、企業がより大きな利潤を期し得可き生産に向ひ、戦時經濟政策の要求に矛盾するに至らないか。(三)企業に成立すべき超過利潤は如何にして算定されるか。(四)此の課税方法に依

れば、實質的租税負擔は如何なる形で分配されるか。(五)若し國民が消費財の購入を欲せず所得の節約に向ふ場合には、如何なる結果が現はれるか。等の問題を提出し、此等の問題に對し自ら次の様な解答を與へてゐる。

(一)生活必需品に關して割當政策が採られてゐる限り、國民生活の確保が危機に瀕する恐は無い。勿論割當政策の對象とせられる商品が、割當量確實に國民の各層に行き渡らない様な事があれば、夫こそ國民の生活は重大な危険と混亂に陥入るであらう。然しその必要量が確保せられ所要量確實に供給せられる限り、よし此の様な商品の價格が自由に放任せられても、此の場合には最も微力な購買者層に依つて商品價格が定められる筈である。従つて此の種商品に關する限り、小所得者が大所得者との生活必需品獲得の競争に於て競争圏から追放されると云ふ心配は無い。非生活必需品價格については、その自由放任はむしろ該商品市場の秩序を維持する長所を持つてゐる。此の種商品

が所謂偶然價格 (Zufallspreis) に依つて翻弄され、その結果市場が混亂に陥入る事を防ぐものである。

(二) 消費財價格が自由に放任せられる場合に、最も大きな價格騰貴率を示すものは奢侈品である。従つて最大の利潤を獲得する爲に企業が生産の重點を此の方面に向けると云ふ事が當然豫想される。かくて生産手段が此の方面に吸収され、企業の生産活動が却つて國家の戰時經濟政策に反する危険の生ずる可能性がある。然し已に企業の生産活動に關して或は企業に對する生産手段の配給に就いては、國家の嚴格な統制が加へられてゐるのであるから、此の様な企業の生産變更の恐もない譯である。よし國家の統制の許す範圍内に於て、企業が生産の方向を變ずるとしても、その變更に伴つて當然可なりの經費を伴ふであらうし、利潤の大部分は租稅として國家に吸収せられ僅少な部分が企業に残されるのみであるから、生産の轉換に伴つて企業の期待する利潤が保證せられるか否かも疑問である。

(三) 新たに成立する價格と從來の價格を比較する事に依つて、容易に超過利潤を算定し得る。超過利潤の算定は、却つて現在の價格統制よりも技術的に解決は容易である。

(四) 商品の價格騰貴率が一樣であれば、租稅の實質的負擔は夫々の消費所得に比例する。若し價格騰貴率が一樣で無ければ、消費額中價格騰貴率の大きな商品の占める割合が大きくなる程、實質的租稅負擔も大きくなる。通常大所得者の消費を目標にする商品程大きな價格騰貴率を伴ふものである。従つて實質的租稅負擔は消費所得に對して累進的となる。従つて新に提案する課稅方法は、從來の様な複雑な規定を設ける迄もなく、至つて簡単な方法で奢侈課稅乃至累進稅の機能を併せ果し得る。

(五) 消費節約の結果企業利潤が成立しなければ、租稅收入も自ら期し得ない譯である。然し此の場合には公債政策に依つて、所得稅の如く無償で所得を國家に吸收するのでは無く、その消費を將來に延期せしめる

のみで所得を國家に吸収し得る。

此の様に於てコツホは彼の提案する課税方法の有利な理由を併列し、更に次の様な説明を加へて彼の課税方法こそ戦時租税政策として最も適切なものであると主張するのである。

「戦時には國家の財貨需要が増加し、之に伴つて當然國民の消費に向けられる可き財貨は減少する。然し彼等の有する名目所得は夫と共に減少しない。價格が自由放任せられるならば商品の價格は自ら騰貴し、之に伴つて企業には超過利潤が成立する。夫丈租税収入も増加する。かうして國家の新に増大した財貨需要に應ず可き資金が國家に吸収せられる事になる。若し國家の財貨需要が減少すれば逆の経過が現はれる。國民の消費に向けられる可き財貨量がノルマルな状態に至り、所得量とノルマルな比例を保つ様になれば、企業の超過利潤も消滅し之に伴つて租税収入も無くなる譯である。此の様な性質から考へて、此處に提案する課税方法は、戦時に採られる可き最も合理的な租税政策である。

コツホ・戦時租税政策

ある。それ丈で無く企業の種類に應じて課税額の差異を設ければ、之に依つて生産統制に迄も貢獻し得る。」
以上が、戦時に於て新に増大する國家の財貨需要に應ず可き資金調達的手段として、コツホの提案する租税政策の大要である。ナチスは從來からその經濟政策としては、極めて嚴格な統制を以て經濟に臨み乍らも、生産活動に對する刺戟劑として企業に對して利潤獲得の機會を與へ、生産活動に於いて企業の創意の働き得る餘地を残してゐた。環境に應じて商品の價格を規制しつゝ、此の價格政策を通じて生産統制乃至消費統制の目的を達して來た。コツホは此の様なナチスの根本精神に沿ひ乍ら彼の戦時租税政策を提案し、此の様なナチスの指導精神の中に彼の租税政策の立場と方法を求めつゝ、新に採用せられる可き戦時租税政策の方向を指示しようとするのである。

第五十二卷

三九七

第三號

一一三